

霧ヶ峰における忌避剤の実証試験について

自然保護課

柵以外の新たな食害対策として、樹木用のシカ忌避剤を草本植物へ使用可能とするための試験を企業、県試験研究機関との連携により実施。

1 実施内容

- (1) 草本植物へ用途拡大（農薬登録※）するための食害・薬害試験（H26～H28）
- (2) 効果的な薬剤の使用方法を検討するための面的散布試験（H28～H30）

2 使用薬剤 名称：ランテクター、有効成分（80%）：全卵粉末（環境配慮型）

3 実施体制 企業：保土谷アグロテック株式会社（製造）、大同商事株式会社（販売）
 県：林業総合センター、農業試験場、環境保全研究所、霧ヶ峰自然保護センター、諏訪地域振興局環境課、自然保護課

※農薬登録とは

農薬は農薬取締法により、国の登録を受けなければ販売できない制度となっている。
 未登録の農薬使用や基準に反した使用方法は禁止されており、違反時は罰則が適用される。
 薬剤の薬効、薬害、毒性等の試験成績をもとに、安全性確認された薬剤が農薬として登録される。

4 平成29年度の面的散布試験の実施経過

- (1) 実施場所 諏訪市 霧ヶ峰高原 車山肩付近（牧野組合所有地）
- (2) 実施期間 防護柵設置 5月10日
 忌避剤散布及び観測 7月12日～9月30日

(3) 実施内容

- ① 忌避剤の面的散布試験実施前にニホンジカに食害を受けるのを防ぐため、一時的に防護柵を設置。



防護柵設置状況



ニッコウキスゲの芽

- ② ニッコウキスゲの開花後に防護柵を撤去。約50m×30mの区域を半分に分割し、面的に忌避剤を散布する区域と、散布しない区域を設定。2～3週間程度の間隔で9月下旬まで忌避剤を散布し、ニホンジカによる食害の差異を確認することにより、忌避剤の面的散布による効果を検証するとともに、最適な時期や散布間隔等について検証。



忌避剤散布状況



調査区の設定

- (4) 実施結果 試験期間中は週に2～3回程度、霧ヶ峰自然保護センター職員が定点観測を行うとともに、ニホンジカの侵入形跡について確認を行った。
- 試験地内に設置したセンサーカメラによりニホンジカの出没は確認されたが、散布区、非散布区共にニホンジカによる草本類等の食害は確認されなかった。
- (5) 対応 平成30年度が試験の最終年度であり、確実に試験が実施できるよう、平成29年10月中旬に試験地内のササの刈り払いを行い、ニッコウキスゲの発芽を促している。また、ニッコウキスゲの芽吹き前から開花までの間は防護柵を設置し、ニホンジカによる食害を防止する。
- なお、試験期間中においては、ニホンジカ出没及び食害の状況について注視するとともに、出没状況によっては誘引剤等の使用も検討したい。
- (6) 農薬登録 ランテクターは樹木用の忌避剤として農薬登録を受け使用されていたが、草本植物へ用途拡大を目指し、平成26～28年度に食害・薬害試験を実施した。その試験結果を元に、国に用途拡大の登録申請を行い、平成29年11月22日に草本植物への用途拡大が認められた。

[参考] 柵と忌避剤の違い

それぞれの対策には一長一短があることから、植物の生育地の状況に合わせた対策が必要。

	電気柵・物理柵	シカ忌避剤（薬剤散布）
適用対象	生育地を面的に保護 保護効果：高	希少植物を点的に保護 保護効果：中（複数回散布が必要）
資材費	電気柵：200～400千円/ha（周囲長400m） 物理柵：800千円/〃	約20千円/ha （散布条件…250本/ha・回、苗木）
労力	大	中～小
管理	定期的なメンテナンス、撤去が必要	薬剤効果期間ごとの散布が必要
景観面	目に留まりやすい	見た目では分からない